

平成 30 年度 学校いじめ防止等のための基本方針

長野県上田東高等学校

I いじめ防止等の対策のための基本方針

1 (はじめに) 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

いかなる理由があっても「いじめ」は人間として絶対に許されない行為である。人権を踏みにじる行為である「いじめ」を傍観することも「いじめ」を肯定する行為である。この許されない「いじめ」を学校は一致協力して防止しなければいけない。ここに基本方針を決め、家庭・地域・関係諸機関と連携し「いじめのない学校・人間関係」を作り上げていくものとする。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ◎「発生してから対応する（事後対応）」から「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」へ
 - ・生徒の豊かな情操や道徳心の育成、心の通い合う人間関係を構築する能力の養成。
 - ・学びがいを実感できる教育活動の展開、安心して学習することができる学習環境づくり。
 - ・自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめへの迅速な対応の前提。全職員が連携し、ささいな兆候であっても軽視しない。
- ・一人で判断せず複数の目で「報告・連絡・相談」を行う。
- ・定期的なアンケートの実施、教育相談の充実。

(3) いじめへの対応

- ・いじめを完全にとめる。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保。
- ・いじめたとされる生徒に対して十分な事情確認や適切な指導等、組織的な対応。
- ・家庭や教育委員会への連絡・相談、関係機関との連携。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

- 「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりうる」
 - ・だれでも被害者にも加害者にもなりうる。
- 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」
 - ・いじめられたとする生徒の心理面を大切にする。
- 「いじめは人として絶対にゆるされない」
 - ・人権や生命にかかわる重大な問題である。

(2) いじめの様態

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

＊場合によっては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

(3) いじめの認知

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

ア いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい（地域社会）。
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい（家庭）。
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない（学校）。

イ いじめる生徒の気持ち

- ① 過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識。
- ③ ねたみや嫉妬感情。
- ④ 遊び感覚やふざけ意識。
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情。

Ⅱ いじめの防止等のための取組み

1 「いじめ対策委員会」の位置づけ

- (1) 構成員 教頭（清水和久）、養護教諭（保科亜里香）、特別支援教育担当（金森明美）、生徒指導係主任（佐藤一郎）、生徒指導係担当（内田清隆）、教育相談（石川憲子）、スクールカウンセラー（外部関係者：徳永まゆ子）以上7名

(2) 役割

① 学校のいじめ防止等の取り組みの計画立案と評価

- ・基本方針に基づく取り組みの計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取り組みに対する記録を残すとともに、その取り組みに対する振り返りを行う。
- ・「いじめアンケート」の実施〔生徒対象：年2回（5・10月）、保護者対象：年1回（12月）〕。

② 学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取り組みの状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

③ いじめの早期発見、早期対応

- ・定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

④ 教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画し、実施する。

2 いじめ防止等の取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

① いじめの起きにくい学校・学級づくり

(ア) 授業中の生徒指導の充実

- ・「自己存在感」・「共感的人間関係」・「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。

(イ) 学級活動

- ・SHRやLHRを生徒の自主活動の場ととらえ、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。

(ウ) 行事

- ・4月・10月の体育祭、7月の文化祭などでは、生徒が自己肯定感や達成感・感動・人間関係の深化が得られるよう計画し、生徒が主体的に取り組めるように支援する。
- ・上田養護学校や台湾高級中学等との交流を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

② 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取り組み等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合、支部PTA等を活用して周知を図る。
- ・PTA係や人権・平和教育係とも連携し、保護者とともに、いじめ問題への取り組みを考え合う機会をもつ。
- ・生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

③ 職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ・11月の授業公開週間を活用し、生徒指導の視点から授業を振り返る機会をもつ。

(2) いじめの早期発見の取り組み

① 日常活動を通じた早期発見

- ・教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする。
- ・「相談箱」を設置する等して、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫をする。

② 相談体制の充実

- ・教育相談係、養護教諭などを中心となり生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口を設け、生徒や保護者に周知する。
- ・校長通信やオクレンジャーを利用し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介等を行う。

こどもの権利支援センター	026-235-7458
24時間いじめダイヤル	0570-078310
チャイルドライン	0120-99-7777

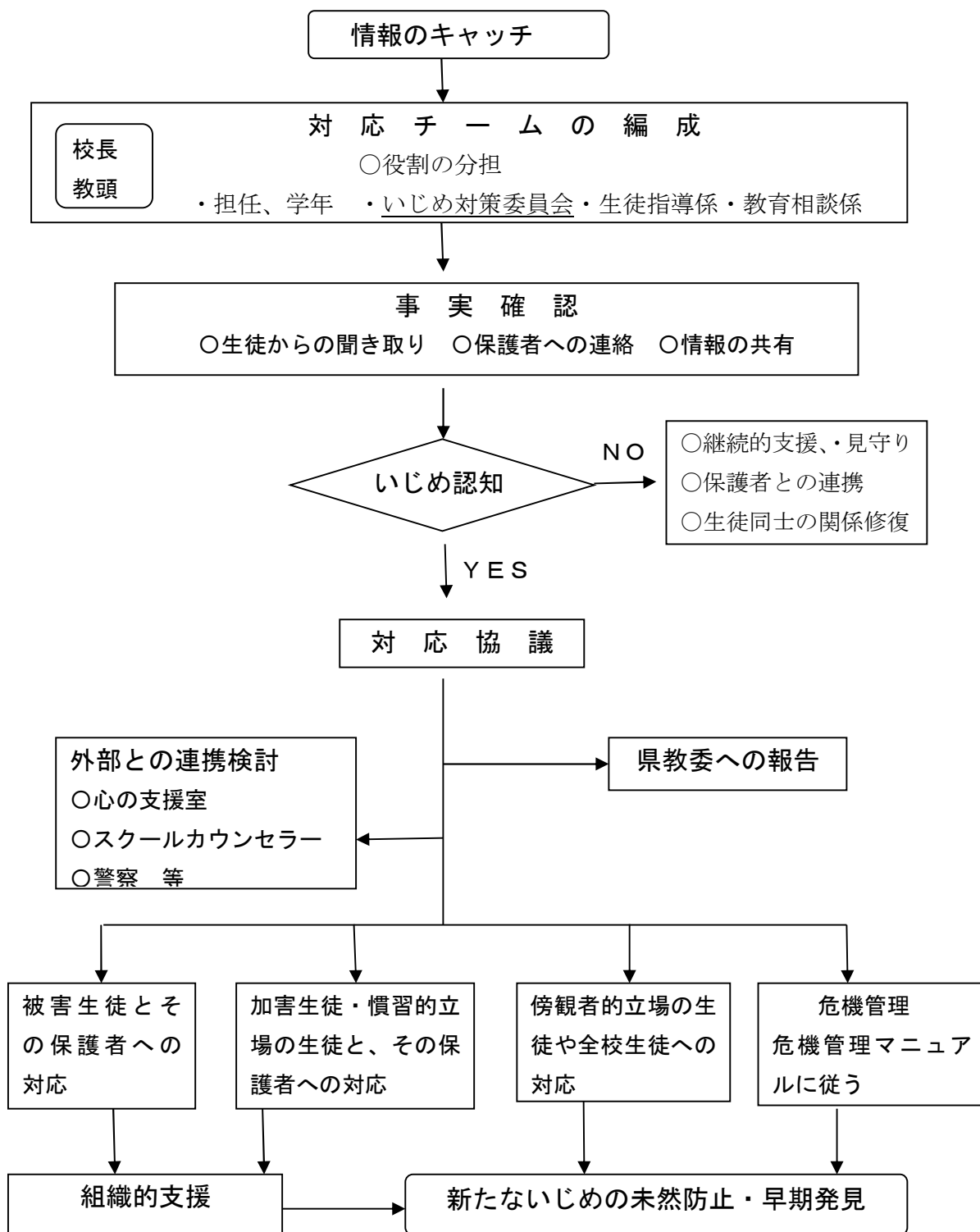
③ アンケート調査の活用

- ・生徒対象に年2回、5月・10月に「いじめ・悩み実態アンケート」（別紙）を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする（担任は回収のみとし、いじめ対策委員会で集計・検討・分析等を行う）。
- ・保護者に関しては年1回、12月の懇談会時期に「いじめアンケート」を実施し、早期発見のための協力を得るとともに、心配や不安等を抱える生徒については、懇談会時に学級担任が保護者と面談を行ったり、いじめ対策委員が面談を行ったりする。
- ・Q-U検査等の職員研修をおこない、諸検査を実施できるようにし、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。

④ 学校の取り組みに対する評価

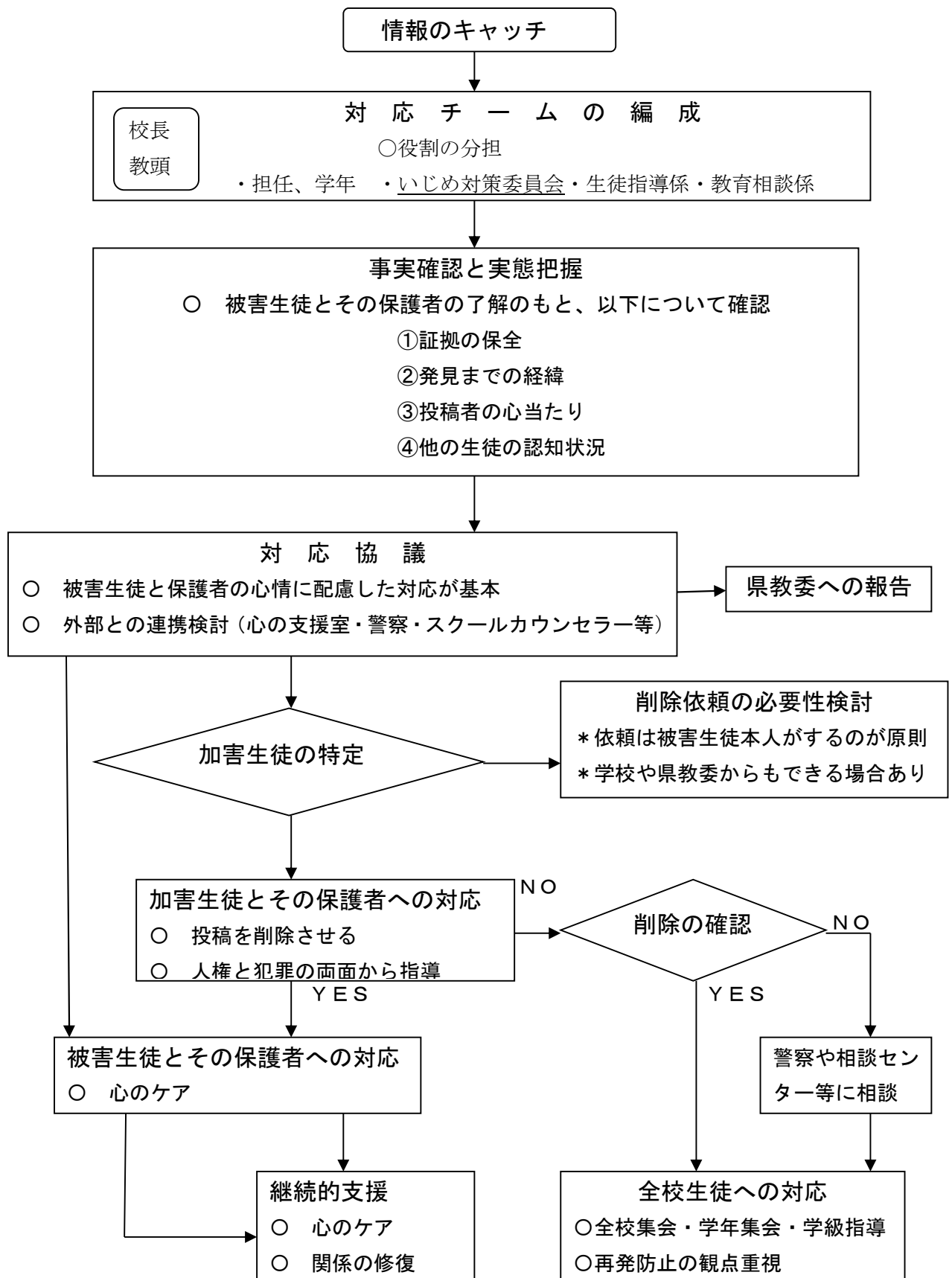
- ・12月実施の保護者アンケート、1月実施の生徒アンケートにいじめに対する質問項目を設け、いじめ未然防止・早期発見の取り組みを検証し、以降の取り組みに生かす。
- ・年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取り組みを検証し、以降の取り組みに生かす。
- ・評価したものを家庭や地域に公表する。

3 いじめが起きたときの対応（フローチャート）



4 ネット上のいじめへの対応

(1) フローチャート



(2) ネット上のいじめの対応ポイント

【削除依頼について】

ア 証拠の保全・記録

- 発見日時、発見の経緯 ○ウェブページアドレス（URL）の記録
- ウェブページの印刷とファイルの保存
- 印刷が困難な場合は「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

イ 削除依頼

- 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
 - 加害生徒が特定できない場合
 - ・削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見ることが適当な場合、または削除依頼せず「無視」する場合がある。
 - ・被害生徒の心情や状況に応じて削除依頼のタイミングを判断する。
 - ・削除依頼は被害生徒本人がおこなうことが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼することもできる。
 - ・削除依頼は個人の情報通信端末から行わず、できるだけ学校などが公的に使用しているパソコンの代表アドレスからおこなう。
 - 削除依頼の手順
 - ・掲示板の管理者、または当該ページ作成者に依頼する。
 - ・削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
 - ・削除されない場合、プロバイダに依頼する。
 - ・削除されない場合、専用の相談窓口相談する。
- * 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室に相談する。

○ 削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私（生徒）の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講ずるよう依頼します。

URL : <http://～>

スレッド : <http://～>

書き込み No:

掲載情報： 私（生徒）の実名、電話番号およびメールアドレスを掲載の上で、「私（生徒）と〇〇しませんか」という嫌がらせの書き込みがなされた。

侵害された権利： プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由： 私（生徒）の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規定等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いします。

* 詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

② 相談窓口

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」 0120-007-110
- 教学指導課心の支援室 026-235-7436

5 関係機関と連携した取組

- 警察と学校の日常的な連携のため窓口交換をする。
- 長野中央児童相談所等との連携を図る。

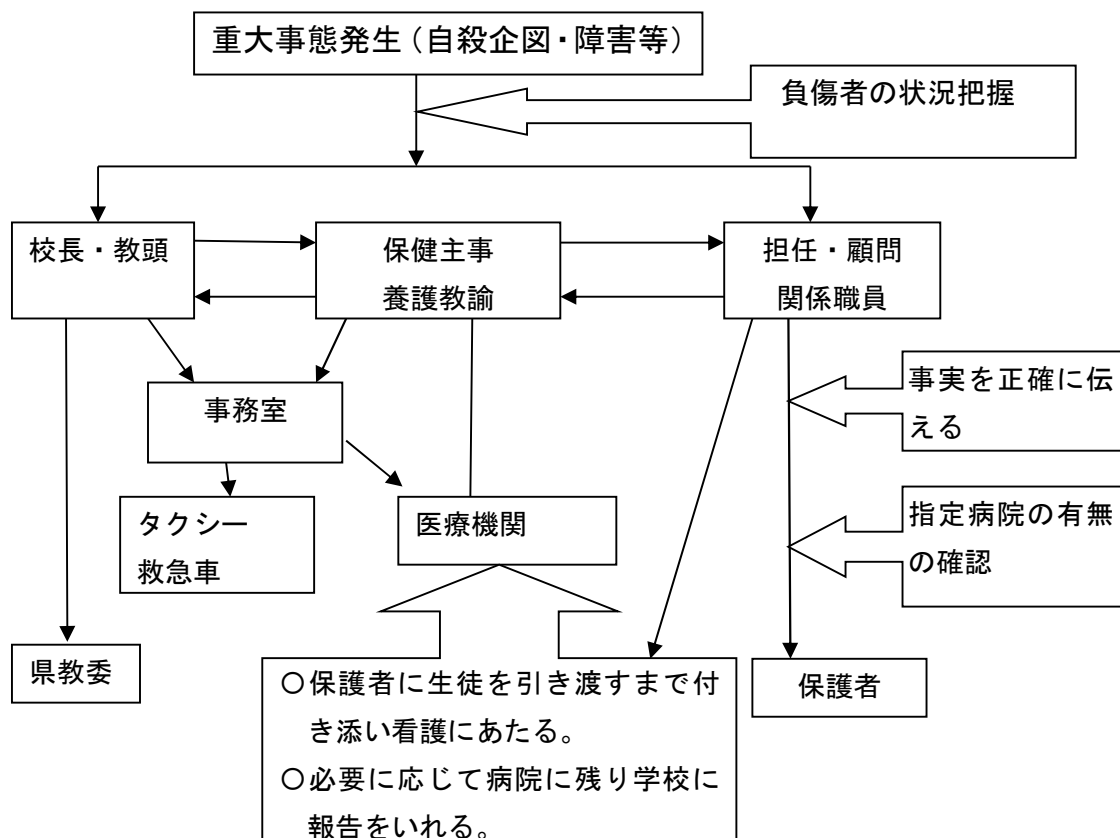
6 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態発生時の対応

◎指揮職員順位	1 校長 2 教頭 3 生徒指導主事 4 教務主任・学年主任 5 教務係（場合により事務長）
◎校長対応	長野県教育委員会高校教育課管理係（026-235-7430） 心の支援室生徒指導係（026-235-7436）



7 いじめ防止等の取組の年間計画

月	取 り 組 み ・ 諸 行 事	留 意 点
4 月	入学時ガイダンス 春季体育祭	入学 進級時の仲間作り
5 月	全校人権平和教育・上田養護学校交流 第1回「いじめ・悩み実態アンケート」(生徒対象)	異年代等交流 実態把握
6 月	2年人権平和教育 あずま祭準備(6/30～7/6)	コミュニケーション力向上
7 月	あずま祭(7/7～9) 保護者懇談会、終業式校長講話	コミュニケーション力向上 実態把握、指導
8 月	インターンシップ	自己有用感の醸成
9 月	2年修学旅行	コミュニケーション力向上
10 月	秋季体育祭、1・3年人権平和教育、上田養護学校交流 第2回「いじめ・悩み実態アンケート」(生徒対象)	仲間作り 異年代等交流等
11 月	授業公開週間	
12 月	全校人権平和教育 「いじめに関するアンケート」、保護者懇談会 保護者対象学校アンケート	実態把握 評価の基礎資料
1 月	生徒対象学校アンケート 始業式校長講話	評価の基礎資料 集団作り
2 月	職員による学校自己評価・学校関係者評価	総括
3 月	終業式校長講話 新入生オリエンテーション	

いじめ・悩み実態アンケート

(第1回5月、第2回10月実施)

★いじめ・悩みについて実態を把握するため、アンケート調査を実施します。提出されたアンケートは秘密を保持しますので安心して、真面目に正直に答えて下さい。全部記入し終わったら、この面を中にして二つ折りにし、担任の先生に提出してください。

【回答方法】選択肢があるところは該当する番号に○印をつけ、該当する質問は具体的に記入してください。

質問1 あなたは今年の4月から現在まで、学校生活を含め日常生活やLINE・ツイッターなどSNSの中で不快な思い・冷やかしのからかい・おどし・暴力などを受けたと感じたことはありますか？

- ① ある ② ない ③ 分からない

質問2 質問1で「ある」と答えた人に質問します。それを「いじめ」と感じたことがありますか？

- ① ある ② ない

質問3 質問1で「ある」と答えた人に質問します。それは現在も続いていますか？

- ① 続いている ② 続いていない ③ 分からない

質問4 質問1で「ある」と答えた人に質問します。それはどのようなものでしたか？(いつ・どこで・誰から・どのようにして、受けたものでしたか。安心して具体的に書いてください。)

質問5 あなたは今年の4月から現在まで、日常生活やLINE・ツイッターなどSNSの中で、同じクラスやクラブ、同じ学年の生徒や他学年の生徒がいやがらせを受けたり、暴力をふるわれたり、言葉によるいじめ・おどしなど不快な思いをさせられたりしている状況を見たり、聞いたりしたことがありますか？

- ① ある ② ない

質問6 質問5で「ある」と答えた人に質問します。それはどのようなものでしたか？(いつ・どこで・誰が・どのようにしているものでしたか。具体的に書いてください。小さなことでもかまいません。)

質問7 現在、あなたが悩んでいる事、困っている事などがあったら自由に書いてください。
書くことがない人は、次の詩を書き写してください。

「わたしと小鳥と鈴と」

わたしが両手を広げても、お空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥は私のように、地面をはやくは走れない。
わたしが身体をゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴は私のように、沢山の歌は知らないよ。
鈴と、小鳥と、それから私。 みんなちがって、みんないい。

質問8 質問1～7について、担当職員との面談を希望しますか？ [する ・ しない]

年 組 番 (氏名)

いじめに関する保護者アンケート

（生徒氏名） 年 組 [男・女] （記入者） 父 ・ 母 ・ その他（ ）

（記入者には○印をつけてください。）

◎「実施要項」と下記の内容をよくお読みの上、下記のアンケートにお答えください。

なお、個人情報やプライバシーの保護には十分に配慮いたします。よろしくお願いします。

＜いじめの例＞

- (1) 冷やかされる・からかわれる (2) 仲間はずれにされる・無視される
(3) 叩かれる・蹴られる (4) 金品をたかられる (5) 持ち物を隠される・壊される
(6) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理にさせられたりする
(7) パソコンやスマホ等を使って、悪口や嫌なことをされる (8) その他

「いじめ」とは、インターネット上で行うことも含めて、自分の言動によって相手の心を傷つけたり、相手の身体や財産などをおびやかしたりすることを指します。

*自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、上に書いてあるようなことをして、相手に嫌な思いをさせたり、悩ませたりすることは「いじめ」であると捉えられます。

◇ 今年の4月以降、この2学期（12月）までのお子さんのことについて伺います。

1. あなたのお子さんは、上記の例に示されているような行為を受けている（受けていた）と思われますか。下の①～③の中で、該当する番号に○印をつけてください。

また、『①』と回答された方は、下の[]内に上記の「いじめの例」の該当番号（1～8）を（ ）内に記入の上、その内容をわかる範囲でかまいませんので、具体的に記入してください。

- ① 思う ② 思わない ③ わからない

該当番号（ ）

2. お子さんの様子を見たり、お子さんとお話をしたりして、いじめ等の悩みや気になること、また学校への要望等がありましたら記入してください。

* 書き切れない場合は、裏面もご利用ください。